

令和2年3月10日

事業主様
担当者様

大阪紙商健康保険組合

オンライン資格確認の導入にあたって（お願い）

令和3年3月から医療機関・薬局の受診時に、健康保険のオンライン資格確認が開始されます。

オンライン資格確認導入後は、既存の保険証及びマイナンバーカードの保険証利用のいずれであっても、健保組合に届出済のマイナンバーをキーにして、資格確認が行われます。

つきましては、健保組合に届出済の従業員等のマイナンバーについて、誤りがないか、変更されていないか、もう一度ご本人に確認し、誤り(※)や変更が確認できた場合は、お手数ですが、再度届け出させていただきますようお願いいたします。

なお、本件は厚生労働省より当組合を通じての依頼であることを申し添えます。

※例えば、家族のマイナンバーを届け出る際に第1子と第2子を入れ違える等

届出済のマイナンバーが誤っていた場合等令和3年3月以降に想定される事象

- ▶ 既存の保険証、及びマイナンバーカードを問わず、受診時に、医療機関等窓口の資格確認端末に別人の資格情報が表示される。
- ▶ 医療機関・薬局からの情報照会時（健診結果、薬剤情報）、別人の情報が提供される。
- ▶ 加入者本人がマイナポータルで自身の情報を閲覧（健診結果、医療費情報、薬剤情報）する際、別人の情報が表示される。

- マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナンバーカードと被保険者番号の紐づけ（初回登録）が必要となります。また、実施時期については、健診結果の閲覧については令和3年3月～、医療費情報、薬剤情報等の閲覧にあたっては、令和3年10月～の予定です。
- 事業主は「個人番号関係事務実施者」とされ、従業員等のマイナンバーについて、本人確認を実施した上で、法定調書（源泉徴収票、支払調書等）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届等に記載して行政機関等（健保組合を含む）に提出することとされています。
- 万一、従業員から提出されたマイナンバーを誤って届け出し、その結果別人の情報が表示されてしまった場合、法的責任が生じる可能性もありますので、今一度ご確認をお願いいたします。